

議案第 4 2 号

嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 7 日提出

嘉島町長 鍋田 平

（提案理由）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）が令和 8 年 1 0 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成29年嘉島町条例第4号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成29年嘉島町条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。 （1） 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第19条第1項第1号へに規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。 （1） 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 （2）～（4） （略） （登録） 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。